令和８年度
目黒区職員（栄養士）採用選考実施要項



令和８年１１月４日

１　募集職種、採用予定年月日及び採用予定数

職種	採用区分	採用予定年月日	採用予定数
栄養士	Ⅱ類（短大卒程度）	令和９年４月１日	若干名

２　勤務場所

区立保育園、区立小中学校、総合庁舎等

※敷地内禁煙

３　受験資格

（１）国籍及び性別を問わず、昭和６２年４月２日以降に生まれた方（※１）

（２）栄養士の免許をお持ちの方（免許を取得見込みの方も含む。）（※２）

（３）現に目黒区の職員でない方（教育公務員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、育児休業代替任期付職員を除く。）

（４）地方公務員法で選考を受けることができないとされている者に該当しない方（以下の＜参考＞を参照）

※１　日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者または日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

※２　栄養士の免許を有する人又は令和９年３月３１日までに栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を取得する見込みの人。

管理栄養士免許を取得している方のうち、栄養士免許を取得していない方は受験することができません。

〈参考〉

―地方公務員法第 16 条（欠格条項）―

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

４　選考方法

（１）第一次選考

- 日　　時　：　令和８年１２月１２日（土）　集合時間は別途通知します。
- 場　　所　：　目黒区総合庁舎
- 方　　法　：　教養試験（択一試験五肢択一式により２０問、６０分）
 作文（課題式、1,０００字程度、６０分）
 （出題例「自身がこれまで得た知識や経験を、小中学校や保育園などで働く栄養士としてどのように活かしていきたいか、あなたの考えを述べてください。」）
- 結果発表　：　令和８年１２月下旬予定（受験者全員に通知）

（２）第二次選考

第一次選考合格者に対し、下記により実施します。

- 日　　時　：　第一次結果通知と併せて郵送で通知します。
 （令和９年１月中旬に実施予定）
- 場　　所　：　目黒区総合庁舎
- 方　　法　：　面接

（３）最終合格者の決定

第一次選考、第二次選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。

５　申込み手続き

インターネット（LoGo フォーム）による方法で申し込んでください。

申込方法	下記ＱＲコード（申込フォーム）へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力し、申込受付期間中に送信してください。 ※申込フォームアドレス： https://logoform.jp/form/KeTk/1872012
申込期間	令和８年１１月４日（水）午前８時３０分から 令和８年１１月２６日（木）午後５時まで（受信有効）

※期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールを送信しますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。

なお、システムの保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

６　受験票の交付

申込期間終了後、令和８年 12 月１日（火曜日）以降に送付する電子メールに記載の URL から、受験票をダウンロードのうえ、A4 サイズで印刷してください。受験票には必ず写真を貼って試験当日に持参してください。

また、令和８年 12 月８日（火曜日）までに届かない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。なお、合否の結果については、申込方法に関わらず全て郵送により通知します。

７　その他

（１）こども性暴力防止法に基づく対応について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、採用後の配置職場によっては、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科が判明した場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、配属先及び従事する業務に制限がかかる場合があります。

（２）目黒区における求職者等へのセクシュアルハラスメント対策について

目黒区は求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は下記の当区ホームページをご覧ください。

https://www.city.meguro.tokyo.jp/jinji/kusei/jinjisaiyou/r8kyushokuhara.html

８　お申込み・お問合せ先

〒１５３－８５７３
目黒区上目黒２－１９－１５
目黒区総務部人事課人事係（目黒区総合庁舎４階）
電話　０３（５７２２）９６５０



東急東横線・東京メトロ日比谷線　中目黒駅下車５分